

1月

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出
 - 提出期限…1月31日
- 源泉徴収票の交付
 - (1) 交付期限…1月31日
 - (2) 交付先…①所轄税務署長
②受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 申告期限…1月31日
- 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
 - 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- 28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 28年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 申告期限…1月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…1月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…1月31日
- 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
 - 申告期限…1月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…1月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…1月31日

- 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出期限…1月31日
 - (2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

2月

- 28年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 28年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 納期限…2月10日
- 28年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 申告期限…2月28日
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月28日
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月28日
- 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
 - 申告期限…2月28日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月28日
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…2月28日

- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- 28年分所得税の総収入金額報告書の提出
 - 提出期限…3月15日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
 - 申請期限…3月15日
 - 延納期限…5月31日
- 個人の青色申告の承認申請
 - 申請期限…3月15日(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 28年分贈与税の申告
 - 申告期間…2月1日から3月15日まで
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
 - 申告期限…3月15日
- 国外財産調書の提出…3月15日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 納期限…3月10日
- 個人事業者の28年分の消費税・地方消費税の確定申告
 - 申告期限…3月31日
- 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 申告期限…3月31日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(28年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…3月31日
- 法人・個人事業者(28年12月分及び29年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…3月31日
- 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
 - 申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
 - 申告期限…3月31日

3月

- 28年分所得税の確定申告
 - 申告期間…2月16日から3月15日まで
 - 納期限…3月15日

目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
秋の表彰等受賞者紹介	3
税制改正に関する提言活動	4
税に関する高校生の作文	5
中学生の税についての作文	6
「税を考える週間」関連事業	7
経営のヒント	
会社の7つの常識	9
企業の税務コンプライアンス向上のために	11
健康情報	
言葉から生まれる「良好な人間関係」	12

最近の話題から	
中途採用者の賃金の決め方	13
東京五輪を特需に終わらすな	14
部会だより	15
地区会だより	16
会員企業紹介・新会員・部会員紹介	17
税理士会コーナー	
高崎支部 高崎駅早朝ティッシュ配布活動【税理士 笹澤倫史】	19
経営寸話【税理士 原澤一壽】	20
税務署コーナー	
申告書は、国税庁ホームページで作成できます	21
はじめませんか、スマホ・タブレットで納税証明請求	23
群馬県からのお知らせ	24
お知らせ・表紙説明	26

新年のごあいさつ

一般社団法人
高崎法人会
会長 横田 貞一



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えることと心からお慶び申し上げます。

今年度も政府による賃金引き上げ要請があります。が、地方の中小企業ではアベノミクス効果を実感することができないまま2年が過ぎた気がいたします。

高崎法人会では、『税制改正提言』活動で域内の会員皆様のご意見を反映させた提言の取り纏めを行い、地元選出の国会議員、市長及び市議会議長への税制改

正提言を行ってまいります。

去年は、青年部会が関東信越国税局管内の法人会代表として、全国青年の集い北海道大会で租税教育のプレゼンテーションを行い4位という成績になるとともに、会員増強では90名を超える仲間の加入を果たし、全国5位という成績で表彰されました。今後も組織充実を更に図つての活動となると思い、法人会の活性化にも寄与をしていただけるものと大きな期待を寄せております。

又、女性部会では、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品に対する表彰式を行ったところ、受賞された児童だけではなくご両親、祖父母の方たちが多数参加され、賑やかなうちに終了することが出来まし

た。今年度も継続して行なえることになりました。

こうした部会活動から高崎法人会の基盤を確かなものとして、会員目標5000社に繋げていければと思います。

また、昨年の公開講演会では、定員を超える申し込みがありました。今後も公益事業の充実を図るとともに、会員企業の親睦・交流を図る企画を積極的に進めてまいりたいと考えております。会員諸兄とともに、さまざまな活動を通じて、税に対する理解を深め、税の使われ方、税の在り方等々「税を考える」事となればと思います。

今年度も会員の皆様から様々なご指摘、ご意見等々を賜りたく存じます。結びに、この新しい年が皆様にとりまして輝かしい年となりますことをご祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

一般社団法人 高崎法人会



会長	高崎地区会長	横田 貞一
副会長		神山 勝
副会長		川崎 信行
副会長		竹内 健
副会長		富沢 好隆
副会長		深堀 達義
副会長	渋川地区会長	町田 久
副会長	群馬地区会長	大嶋 孝男
副会長	安中地区会長	氷見 実
副会長	榛名地区会長	清水 威
副会長	松井田地区会長	中嶋 祥男
副会長	伊香保地区会長	森田 繁
副会長	箕郷地区会長	柳澤 佳雄
副会長	吉岡地区会長	勝野 信孝
副会長	榛東地区会長	志村 優亘
副会長	子持地区会長	兵藤 和男
副会長	倉渕地区会長	牧野 茂実
副会長	新町地区会長	関根 満洲夫
副会長	北橘地区会長	今井 健介
副会長	赤城地区会長	茂木 眞吉
副会長	吉井地区会長	高柳 正行
副会長	優良法人特別部会世話人代表	富沢 好隆
副会長	青年部会長	関口 朋克
副会長	女性部会長	岩井 加代子
副会長	参事会世話人代表	高橋 永一
副会長		他役員一同



新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 折田 慶太

新年あけましておめでとう
ございます。一般社団法人高崎
法人会の会員の皆様におかれ
ましては、お健やかに新年をお
迎えのことと、心よりお慶び申
上げます。
貴会と税理士会とは、納税道
義の高揚のもと、租税教室は
じめ各種研修会等で協力し合
い、大変良好な関係が保たれて
いると感じているところでご
ざいます。昨年は両会の交流
が、より活発なものになりました
たことに深く感謝申し上げます
次第でございます。
租税教室においては、法人会
青年部会さんと前回同様ス
ムーズに参加校を割振り、お互



新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 井出 隆一

新年あけましておめでとう
ございます。平成二十九年の年頭
に当たり、謹んで新年のご挨拶
を申し上げます。
横田会長をはじめ役員並び
に会員の皆様方には、平素より
法人会活動を通じまして税務
行政に格別のご理解とご協力
を賜り、厚くお礼申し上げます。
一般社団法人高崎法人会に
おかれましては、正しい税知識
の普及と納税意識の高揚を
図るため、各種講演会や研修会
の開催、租税教室への講師派遣、
税に関する絵はがきの募集な
どに熱心に取り組まれており、
私どもも大変心強く思ってお

一切切磋琢磨しあい、授業を行っ
ているところでございます。国民の三大
義務の一つに「納税の義務」が
ございますが、小さいうちから
納税について、少しでも関心を
持つてもらえれば、租税教室を
開催した意義がございます。
また、例年「税を考える週間」
中に行われている、高崎駅での
早朝ティッシュ配りも五回目
を数え、手際よく実施すること
ができ、終わった後の充実感は
さわやかなものがありました。
おしまいに、一般社団法人高
崎法人会さんの益々のご発展
を祈念申し上げます。年頭
のご挨拶とさせていただきます。

ります。
新年を迎え、まもなく所得税
等の確定申告の時期となりま
す。申告書の作成に当たりまし
ては、国税庁ホームページ「確
定申告書等作成コーナー」をご
利用いただけますようお願い
申し上げます。また、申告書等
へマイナンバーの記載が必要
になりますので、制度へのご理
解とご協力の程、よろしくお願
い致します。
結びに、一般社団法人高崎法
人会の益々のご発展と、会員の
皆様方のご健勝、事業のご繁栄
をお祈り申し上げます。新年のご挨拶
とさせていただきます。



深堀 達義
副会長
組織委員長
(南魚とし)



竹内 健
副会長
総務委員長
マク口榊

群馬県税務功労者表彰

本年度秋の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を
ご紹介いたします。

平成二十八年度 秋の表彰等受賞者紹介



染谷 文雄
理事
片岡副支部長
榊観音山ゴルフ倶楽部



川崎 信行
副会長
広報委員長
榊川崎工務店

高崎税務署長表彰



大植 保則
理事
東部支部長
松井鉄工榊



川崎 信行
副会長
広報委員長
榊川崎工務店

高崎行政県税事務所長表彰

(敬称略・順不同)

税制改正に関する提言活動

※全国各地域の法人会で、
税制改正に関する提言
活動を行いました。

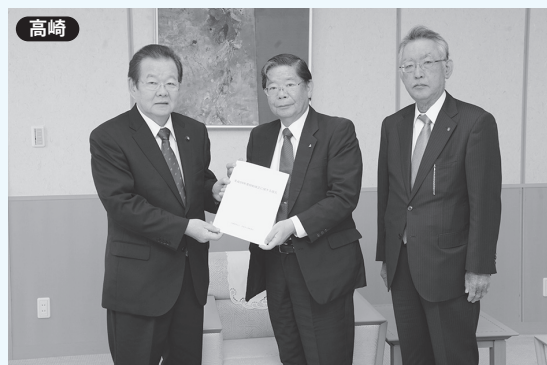


平成29年度 税制改正に関する提言



高崎

左から
富岡高崎市長、横田会長、富沢税制委員長



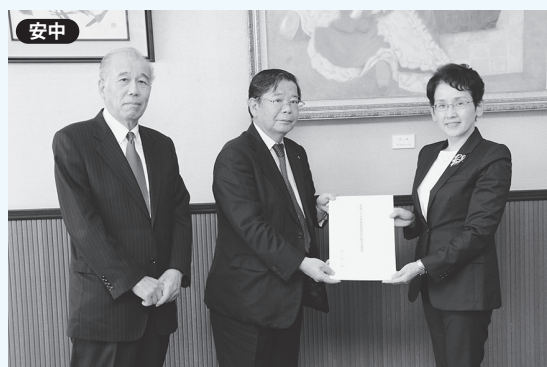
高崎

左から
後閑高崎市議会議長（当時）、横田会長、富沢税制委員長



渋川

左から 横田会長、阿久津渋川市長、
中澤渋川市議会議長、町田渋川地区会長



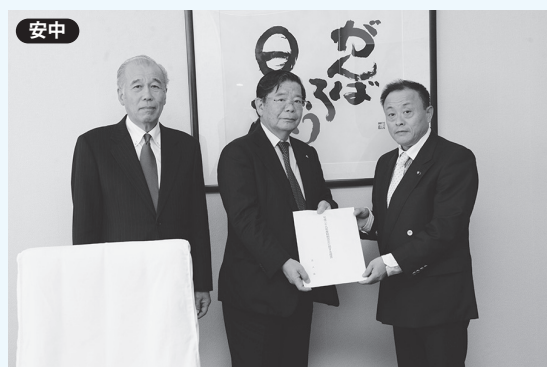
安中

左から
水見安中地区会長、横田会長、茂木安中市長

要望先一覧

(高崎税務署管内)

衆議院議員	福田 達夫氏
衆議院議員	小淵 優子氏
高崎市長	富岡 賢治氏
高崎市議会議長(当時)	後閑 太一氏
渋川市長	阿久津貞司氏
渋川市議会議長	中澤 広行氏
安中市市長	茂木 英子氏
安中市議会議長	吉岡 完司氏



安中

左から
水見安中地区会長、横田会長、今井安中市議会副議長

「平成29年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。

※詳しい平成29年度の提言につきましては、法人だより162号または、高崎法人会ホームページに掲載してございます。

会員一社一社の力が集まり、この様な活動が行えます。
今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。

高崎税務署長賞

税とは何か

群馬県立渋川女子高等学校二年

小林 礼 奈さん

私は今まで税についてあまり考えたことがなかったし、興味もなかった。そもそも何のために税金を払っているのかわからなかった。

ついこの前、大切に読んでいる小学校や中学校の教科書を見返した。ひら仮名や漢字、足し算、引き算、かけ算九九など、今まで教わってきた、たくさんのがそこにはあって、とても懐かしくなった。その時ふと思った。この教科書や小学校・中学校での授業も全て税金でまかなわれているのだ、と。私が今、高校で難しい内容の授業を理解できるのも、小学校・中学

年の人に支えられていたのだと実感した。そして、今度は私が税金を払う立場になる。勉強を頑張り必ず夢を叶え、立派な大人になり、しっかりと税金を納めたいと思う。そして将来を担う子供たちに夢を託したい。

また、税金のありがたさを実感したことは他にもある。それは、母子家庭等の医療費助成制度や児童扶養手当だ。父が亡くなり、母子家庭となってしまった私たちは家族にとってこの制度は本当にありがたいものだった。お金の心配をせずに病院に行けるといのは大きなことで、そのことにより安心して日々の生活を送ることができる。

これらの制度の他にも、さまざまなことに税金は使われている。それらに共通して言えるのは、税金は“支える”制度だということだ。税金はさまざまな場面で人を支え、助ける。税

金を払う”ということとは“誰かを支えている”ということなのだ。このことについて、国民はもつと自覚すべきだと思う。そうすれば、いやいやではなく、気持ち良く税金を払えるのではないだろうか。私自身ももう少しすれば税金を払う立場になる。私はそれによって嫌なことと思っていたが、払うことによつて誰かを支えられているのなら、それはとても嬉しい。しっかりと税金を納めて、誰かを支えられる人間になりたいと思う。



中高生の「税の作文」

受賞者一覧

(敬称略・順不同)

税に関する高校生の作文

【高崎税務署長賞】

幸せをもたらす税金

群馬県立渋川高等学校

2年 塩野 開生

税とは何か

群馬県立渋川女子高等学校

2年 小林 礼奈

【群馬県租税教育推進協議会長賞】

未来への投資

群馬県立高崎女子高等学校

1年 小林 佑衣

【高崎税務署管内租税教育推進協議会長賞】

税と将来の繋がりに

群馬県立渋川女子高等学校

2年 悴田 萌絵

中学生の税についての作文

【群馬県納税貯蓄組合連合会長賞 銅賞】

社会の一員として

高崎市立群馬中央中学校

2年 八木 遼太

【群馬県納税貯蓄組合連合会長賞 優秀】

税金の重さ

高崎市立第一中学校

3年 齋藤 航世

身近に使われる税

高崎市立高松中学校

3年 神宮 圭汰

大切なものほど目に見えない

高崎市立塚沢中学校

3年 神原 柊

竹下登の税作戦

高崎市立南八幡中学校

3年 岡野 志歩

群馬県納税貯蓄組合連合会会長賞 銅賞

社会の一員として

高崎市立群馬中央中学校二年

八木 遼 太さん

小学三年で、二分の一成
人式を行いました。将来の
自分について考えました。

将来は、学校の先生になり
たい、お医者さんになりたい
い、お花屋さんになりたい、
と沢山の夢が発表されました。
た。その中で、「税金をき
ちんと納められる大人にな
りたい。」と発表した同級
生がいました。あの頃の自
分には何のことなのか、全
くわかりませんでした。十
歳の私には理解できなかつ
たのです。

しかし、今ならば、わか
る気がします。買い物も一
人ですることが多くなりま
した。買い物すれば消費
税を払います。テレビで、
『税金の使い道』や『税金
のムダ使い』などとよく耳

にするようになり、税金に
ついて関心を持つようにも
なりました。

税金は国民一人一人が納
めている大切なお金なの
で、国民のために適切に有
効に使われなければいけな
いと思います。使い道が不
明であれば、税金を納めた
くないと思う人も多くなる
気がします。誰だって、税
金は少ない方が良いと思っ
ているはずですよ。

『警察官の消えた町』と
いう記事を読みました。ア
メリカで税金を安くする法
律ができ、町の収入が減り、
警察官を辞めさせることに
なったそうです。警察官の
いない町は、治安が悪くな
り犯罪が多くなり、問題だ
らけになりました。いざと

いう時に頼れる警察官がい
ることは当たり前でなく
なってしまうのです。そ
の後、住民投票で税金を安
くする法律は廃止されたそ
うです。

私たちも、税金について、
もっとよく考えなければい
けないと思います。私たち
は、交通事故や事件、困っ
たことがあれば警察の方に
頼ります。火事の時の消防
車や病気やケガの緊急時の
救急車も消防の方に頼りま
す。いざという時には必ず
必要です。また、ゴミの収
集や処理などの生活に欠か
すことのできないことも公
共機関の方に頼ります。私
たちが学校で勉強できるこ
とも、道路に信号や横断歩
道を設置し整備して、安全
に通ることができるとも
必要なことで、税金が使わ
れています。だから、税金
は、私たちの暮らしを支え、
安全安心に代えるための会
費だと思えます。

「税金をきちんとを納め
られる大人になる。」とい
うことは、当たり前のこと

かもしれない。その当た
り前のことが、安全を保障
させ安心を継続させること
へ、つながっているのだと
思います。そして、税金に
ついて、疑問を感じたり使
い道を知ったりすること
も、社会の一員としての当
り前の役割だと思えます。
私は、まだ、お金を稼ぐこ
とはできません。お金の関
しては、わからないことがば
かりです。しかし、学習し
て理解することはできま
す。これから、私は当たり
前のことができる社会の一
員になれるよう、しっかりと
と学習していきたいと思
います。



- 税金を払わなくてはいけない理由
高崎市立子持中学校 3年 村上 碧
- 支え合う大切さ
榛東村立榛東中学校 3年 田島 友樹
- 税金への気持ちの変化
新島学園中学校 3年 柳澤 日葉
- 【高崎税務署長賞】
「素晴らしい国、日本」
高崎市立高松中学校 3年 工藤 真央
- 「復興特別税」
高崎市立子持中学校 3年 飯塚 麻由
- 【群馬県高崎行政県税事務所長賞】
税金と暮らし
高崎市立高松中学校 3年 川原 大和
- 【群馬県渋川行政県税事務所長賞】
快適な暮らしのために
渋川市立伊香保中学校 3年 鈴木 伶
- 【高崎税務署管内 租税教育推進協議会長賞】
幸せを払う
高崎市立南八幡中学校 3年 倉林 りお
- 税金のこれから
渋川市立渋川北中学校 2年 清水 美沙希
- 【高崎市教育委員会教育長賞】
税金で豊かな暮らしを
高崎市立大類中学校 3年 久保田 哲平
- 【渋川市教育委員会教育長賞】
「税がつなぐ社会」
渋川市立子持中学校 3年 西山 夏菜
- 【安中市教育委員会教育長賞】
社会を繋ぐ
安中市立松井田南中学校 3年 山下 愛莉
- 【榛東村教育委員会教育長賞】
暮らしと税金
榛東村立榛東中学校 3年 牧口 瑠夏

11/11
11/17

「税を考える週間」 関連事業

平成28年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、澤口俊之氏による公開講演会などを実施しました。

税を考える週間PR運動

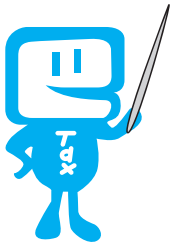
ポケットティッシュ配布

11月11日(金)高崎駅東口及び西口にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、高崎行政県税事務所との4者合同、総勢79名で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役員が、国税庁キャラクターの「イータ君」、群馬県のキャラクターの「ぐん



まちゃん」と共に、午前7時より配布を開始し、通勤・通学途中の方々に挨拶とPRの声掛けをしつつ、6000個のポケットティッシュを配布しました。



澤口俊之氏

公開講演会開催

11月15日(火)高崎市総合福祉センターにて、脳科学者の澤口俊之氏をお招きし、「脳を活かして健康ライフ」と題した公開講演会を開催しました。

講演会当日は、会員の方々をはじめ一般の方も含め約300名の方々が聴講に訪れました。

澤口先生は、ご自分の滑舌の悪さと、どんどん早口になる癖を最初に話され、脳科学者の立場から脳の活性化と健康について、面白



おかしく講演会を進められました。

いろいろな研究で、脳を活性化する方法について説明をされましたが、テレビに出られているためか、必ずオチを付けた話でその都度笑いを取っていました。

特に、小さい時にピアノを習うことは、目、両手を使いながらの作業となるため脳の発達にはとても良いとの事でした。

聴講された方々からは、「面白かった。」という声が多数聞かれた講演会でした。

T&D
T&D特約グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成27年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260

企業
保障

ポーター賞
2004年受賞

納税表彰式



11月17日(木)ピエント高崎において、高崎税務署、高崎行政県税事務所、渋川行政県税事務所、高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会(税団協)共催による納税表彰式が行われ、高崎法人会も、税団協の一員として行事に携わりました。

表彰式では、高崎税務署長表彰、高崎行政県税事務所長表彰、渋川行政県税事務所長表彰等の授与が行われ、当会からも延べ4名の方が受賞されました。(3頁参照)



また、税に関する高校生の作文、中学生の税についての作文の表彰式も行われ、優秀作品2点の朗読も行われました。(5〜6頁参照)



高崎税務署長講演会

優良法人特別部会(富沢好隆世話人代表)では、「税を考える週間」に先駆けて、10月28日(金)、高崎税務署長の井出隆一氏をお招きし、税務署長講演会をグランドパティオ高崎において実施しました。



講演会は、「国税庁の実績の評価」税務署の通信簿と題し、国税庁の取り組みや高崎税務署の取り組みについての話をされました。

目標を細かく分けて設定し、その目標に対してどの



程度のランクで達成できたか、外部の委員に評価をしてもらおうシステムが紹介されました。

高崎税務署についての評価の説明をされていました。建物の入り口が北側で西向きのため暗いイメージと建物内の案内標識が目立たないということで、評価を下げているそうです。

来客への職員の対応については、平均値を上回っており日頃の職員の対応が評価されたとの事でした。

会員の皆さんも初めて聞く話に、興味深そうに聞き入っていました。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック**(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー 13F 法人会グループダイヤル ☎ 0120-876-505



アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成25年度(インフラランス生命保険統計)

—法人会—

新 **生きるための
がん保険** Days

—法人会—

新 **生きるための
がん保険** Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

会社は「社会」の一部でありませんが、会社には一般社会の常識では割り切れないことがたくさんあります。会社には、会社の「常識」があるのです。

もちろん、会社の常識よりも国の法律に基づく社会常識が優先しますが、だからと言って、社員が会社の中で社会の常識だけで判断し、行動すればその社員は落第社員になります。

このことを理解すれば、社員の会社観、仕事観は変わります。

仕事ができる優秀な社員とは、社会常識よりもはるかに厳しい会社の常識をおさえて行動できる人であるのです。

具体的に、どういう社員が会社にとって優秀な社員か、「7つの常識」を下記に列挙します。

常識1 会社は家庭や学校の延長ではない

親も学校の先生も、子供を大切に過保護に育てる。やさしく甘く育てる。礼儀作法の躰もしません。



会社は家庭や学校の延長ではない!!

これが会社の常識だ

会社の7つの常識



エル教育企画 飯島宗広

お互いに、一個の人間、平等だから同じ位置に立つて、お互いに尊重し合おうという民主主義の実践でしょう。教育の主眼が人権の擁護になっていきます。

親も学校もマスコミも、教育の主眼が「強い正常な人格の形成」であることを忘れてしまっています。

家庭で礼儀作法や長幼の序を、躰けられていません。学校で師弟関係も、厳格な規律もない中で育ってきました。

暗記やクイズを解く力は伸びたが、社会の基本、例えば名前を呼ばれたら明るく元気に「ハイッ」と返事をするとといった、基本的な事を何一つ身に付けなかった。

家庭や学校の延長で、会社に就職したのです。それまで身に付けた考えや常識は会社では通用しないどころか、有害なものばかりなのです。

今まで身に付けた常識(考え)を捨て、「会社の常識」を新たに身に付けなければ、社員としてやっていけない

のです。

「会社の常識」を吸収することが急務なのです。

常識2 会社は「共同体」であることを忘れるな

入社時、書類で労働契約を結んで、社員になります。お互いに、契約したことを実行すれば必要十分です。そこで、こんな社員が登場します。

朝、始業時間ぎりぎりです。出社し、時間が来れば仕事を放り出して帰る。忙しくても残業はしない。雑用はしない。仲間が忙しくても手伝わない。社員旅行や行事には参加しない。

会社は会社、自分は自分と割り切っている。契約主義の社員である。会社と社員は契約だけで結ばれているのではありません。日本の企業では、それでは勤まりません。

山本七平氏が、「企業は共同体である。機能だけを追求していけば、組織は崩壊する」と言っています。組織の機能面、目的やルール、マニュアルや規則、

役割といったものだけを強調しすぎると、意欲を失い行動しなくなりします。共同体の面、つまり運命を共にする人間のつながり、同志的結合、仲間意識というものが大切であるということです。

会社という場が集まった人が、共に喜び、共に悩み、人生の幸福を分かち合うことを求めています。

常識3 会社は弱者の存在を許さない

会社は、社員を大事にします。現在は、どの会社も人間尊重、人間中心の経営です。

ところが、会社があまりにも温かく優しくしてくるので、社員も世間も誤解するようになります。会社は、どんな社員も優遇すると思っただけです。

会社は、意欲の無い人、本気でやらない人を冷遇します。困難から逃げる人を

冷遇します。会社に、忠誠心の無い人、自分勝手な人を冷遇します。

そういう弱い人は、会社をダメにさせるのです。

会社は、これからも「社員」の幸福な人生を実現する「努力をしていきます」。

但し、この「社員の幸福」は、「弱者保護」や「弱者優遇」という意味ではありません。

「会社のために、頑張っているいい仕事をしてくれた人には、十分に報いる」という意味なのです。

会社が落第社員を優遇することは、決してありません。あなたは強い社員だろうか。

常識4 会社は規則違反者を処罰する

茶髪の社員を何度か注意しても直さないの、処罰したら弁護士から会社に処分の取り消しを求められたそうです。

社会の常識は「個人の自由」が優先されますが、会社では優先されません。会社には会社の常識があるの

です。

会社が注意し、改めなければ、規則違反で処罰するのは当然なのです。

規則を守らない者を見逃せば、組織はやがて崩壊してしまいます。それは、会社にとっても社員にとっても、最大の不幸であるのです。

規則だけではありません。特に守らなければいけないのは「時間」です。

時間管理ができない人は、規則はもちろん、すべての行動面でだらしが無いのです。

会社の品格を落とすのも、こういう社員なのです。あなたは規則や時間を守っていますか。

常識5 会社は『平等』ではない

「平等」は、社会の常識であるかもしれませんが。平等とは、差を付けないことです。社会では、「差別は悪」が風潮になっています。

その影響を受けて学校では、生徒の評価を全員オール3に付けたたり、運動会で

順位を付けなかったりする先生が出てきました。

本人の平等という意味は、にもならない状況に対して、差別をしてはならないということ。人種や性別、障がいなどが、それに値するでしょう。

平等は、国民や市民という枠で適用されるものです。しかし、会社は目的を持った組織です。

会社は、「能力主義」「信賞必罰」であるのです。努力を怠るもの、成果をあげない者は差をつけるのです。そういう意味では、平等ではありません。

努力をしている者としていない者が平等であったら、努力をしている者がやる気を失い、会社は無能な人間の集団になります。

会社は、平等ではなく「公平」が適用されるのです。「公平」に評価するのです。

優劣の差、高低の差、有能無能の差、この差がはっきりしている会社ほど、優れた会社なのです。

あなたの平等主義は捨てなさい。

なさい。

常識6 会社は仲良しクラブではない

アットホームな雰囲気は悪くはありませんが、会社は「秩序」を保つために、厳格なルールや規律があります。

目的を持った組織集団なのです。これを崩すことは許されません。

組織とは、規律や統制の中でチームとして存在しています。

チームには、リーダー(上司)の存在は欠かせません。上司は部下に指示命令し、部下は実践報告することが義務なのです。

会社は、厳格な「上下関係」で成り立っているのです。この上下関係を崩すような言動や考えは、組織を崩壊させます。上下のケジメが必要なのです。

言葉遣いや身だしなみ、姿勢・態度といったマナーは当然ですし、目的遂行のためのスキルの啓発も義務なのです。

メンバーをお互いが尊敬し合い、高め合い、助け合い、協力し合って全体最適を考えることが大事なのです。会社は堅苦しくて当たり前なのです。

常識7 会社は『朝令暮改』が当たり前

企業は、「環境適応業」です。世の中の環境や変化に如何に対応していくかというところが、会社の存在価値なのです。強い会社ほど、変化も激しいのです。

昨日の方針が本日変わることは、当然なのです。一刻一刻と株価や為替レートは変動し、様々な自然現象や社会現象も留まることがありません。

お客様や取引先、関係者も日々変わるので。事故やクレームもあるかもしれません。どんな変化にも対応していかなければなりません。

「常に最悪を想定し、悲観的に準備し、楽観的に行動する」という言葉がありますが、常に「予めの法則」を以って行動していくことが求められます。

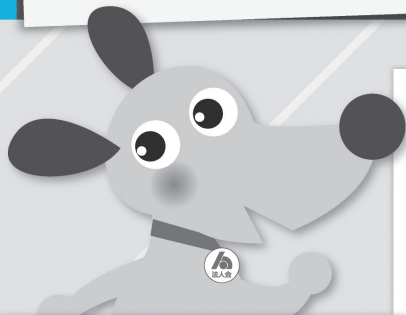
企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

言葉から生まれる

「良好な人間関係」

産業カウンセラー 柏木 勇一

厳しい先輩にも
優しい一面が隠されていた

30代になったMさんは、自動車部品メーカーの生産管理部門に配属されて4年。仕事にも慣れて同僚や上司の信望も厚く、将来も嘱望されていた。ただ、できる人間にありがちな傲慢さが無いわけではなかった。半年前、20代後半のAさんが生産現場から異動してきた。現場よりも幅広い視野が求められる。そこはAさんもまだ苦手な部分だった。しかしMさんは、早く成長してほしいという思いから「何も知らないのか」「それじゃ使い物にならないぞ」と厳しい言葉を投げつけてきた。Aさんは、ここが頑張りどころと対応したが、なかなかMさんの期待に応えられず、むしろMさんへの嫌悪感が強くなって

いった。

そんなMさんだったが、休憩時間にたまたま姿がなかったAさんについて、「あいつは覚えは遅いが熱心な奴だ。時間はかかるかもしれないが戦力になる」と語った。何気なく語られた言葉だったが、それを耳にした仲間は、Mさんにも本当は心優しい部分があるなと思ひ、Aさんにも伝わった。それを聞いたAさんもまんざらではなかった。そして職場で顔を合わせた時、いつもミケンにしわを寄せていたAさんの表情やまなざしも、やわらかく変わっていった。

本人のいないところでの
褒め言葉で
嫌悪感が消えた

ひよつとしたら関係が悪化したかもしれないMさんとAさんだったが、「本人

のいないところで褒める」ということが親密になるきっかけを作った。ここには現代の心理学が認める技法が隠れている。「人は相手が嫌いだから嫌悪の言葉を語るのではない。嫌悪の言葉を語るから相手を嫌いになる」という考え方である。裏返せば、この事例のように「好感の言葉で語るから相手との仲間意識が生まれる」ということ。

もちろん、Mさんがこの技法を知っていたわけではない。職場の仲間も同様だろう。実は、この本人のいないところで褒めることを続けていくと、いつの間にか本人の心の中から嫌な気分が消えていく、心が洗われるという状態になる。指導の時の厳しい言葉だけでは嫌悪感を生んでしまうが、この技法を使うと好感という関係になる。

後輩を指導する際の注意点を相談してきたMさんだったが、このような職場でのエピソードを聞き出して、Mさんの良さを指摘した。今のままでいいよ、と肩を押した。その上で、褒め言葉や好感を感じているという言葉を伝えることが

できなくても、心の中で唱えることを日常化することでもいい、とヒントを伝えた。

言葉以外のメッセージも大事に

職場ではどうしても好きになれない人はいる。それでも、その人の姿を思い浮かべ、長所を見つけて、「あの人のこんなところは良いな」と唱えることはできるはず。発せられた言葉だけではなく、心の中で語る言葉にも、人間関係を悪化させない力があることをぜひ知ってほしい。私たちが毎日交わしている言葉も使い方ひとつで気分も雰囲気も変わる。言葉の魅力であり魔力とも言えよう。だれでもいまずぐ実践できるはずだ。

もうひとつ真面目なMさんに、ぜひ身につけてほしいポイントを伝えた。それは言葉だけではない表情や仕草の大切さ。例えばAさんの熱心さを言葉では語れなくても、うなずきや態度、雰囲気でも伝わることもアトバイスした。良好なコミュニケーションのひとつの法則として理解している人が多いと思う。

Afiac

アフラックサービスショップ

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な

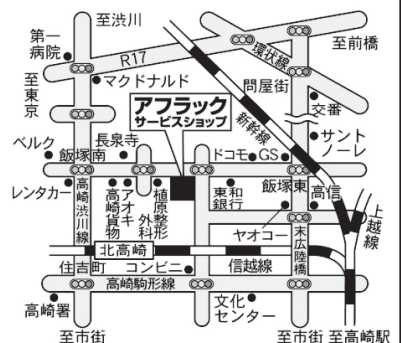
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2

TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

http://www.idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)



中途採用者の賃金の決め方

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

個別賃金のデータを活用

生涯現役のいま、2社、3社と再就職することは一般的になる。そこで、人事担当者が遭遇することになった問題のひとつが、中途採用者の初任賃金の決め方である。自社で確立されたものがあれば、よし。どんな決め方もあくまでワン・オブ・ゼムで、確立された手法はないからだ。こうした時によく活用されるデータが、厚生労働省から出されている「賃金構造基本統計調査」。この調査は、雇用されている常用労働者の賃金実態を、労働者の種類、性、年齢、学歴、勤続年数別にとっている全国規模の実態調査である。

年齢、勤続、学歴、性別などの属人別の条件を特定し、たとえば、業種、規模、地域などに区分して賃金水準を集計して使いやすい。今回のテーマからいえば、年齢階級別の平均値で賃金額が示されているので、中途採用者の給与の目安を得るのに便利である。

前歴評価の方法

中途採用者の初任賃金を決める際には、これまでの経験、いわゆる前歴をどう評価するかがポイントとなる。なかでも、同じような会社で同じような仕事をしてきたかどうか、業種、職種が問題になる。一般的には、「同業種の同職種に就く」、「異業種の同職種に就く」、「同業種の異職種に就く」、「異業種の異職種に就く」の4つのカテゴリで評価され、0.8、0.7、0.6、0.5までの前歴評価指数を掛けて初任賃金を決める。たとえば、50歳の採用者の場合、大卒50歳の標準者賃金から22歳初任者賃金を引いて勤続評価額を出し、これにこの年齢層の前歴評価指数を掛けて前歴評価額を算出、これと初任者賃金を足して中途採用時賃金を決める。異職種から採用する場合は、勤続評価額をその勤続年数で割って1年ごとの額を求め、それに勤続年数と前歴評価指数を掛けた額に初任者賃金を加算する。

自社のモデル賃金をつくるのが重要

ここで注意したいのは、こうしたデータに示される賃金と自社の実在する者の賃金を比較するが、これは正確ではない。データの数字は標準者賃金の平均で、実在者の能力水準まで加味しなければ正確な比較はできない。その意味では、自社の賃金体系を整理し、仕事の難易度に見合った等級別の基本給表をつくり、年齢別の基本給テーブルを加えた上で、標準的な昇給カーブをクロスさせることでモデル賃金を作成することによって、中高年齢者をはじめとする賃金管理を確立することができる。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

東京五輪を 特需に終わらすな

日刊工業新聞社 岡田 直樹

リオデジャネイロから東京へ、オリンピック・パラリンピックのバトンが渡された。2020年東京大会は公共事業などを通じた日本経済の活性化に期待が高まる一方で、「東京や一部の大企業が潤うだけなら、東京と地方の格差が拡大しかねない」と経済効果の偏りを懸念する向きもある。

1964年東京大会は公共投資で9895億円、波及効果を含めると2兆円近くの経済効果があったといわれる。2020年大会の経済効果は桁違いに大きい。日銀の試算では、観光や建設の需要増加により、14年から20年までの実質国内総生産（GDP）の押し上げ効果は累積で約25〜30兆円に達するという。だが

特需に終わらせてはならない。大会遺産を中小企業の競争力強化や地方創生に生かせる仕組みをつくり、五輪の新たな価値とともに、成熟した21世紀の日本にふさわしい、しなやかな叡智を世界に示したい。

今年4月、国や東京都、大会組織委員会の調達案件や官公庁の入札案件を掲載し、中小企業のビジネスマッチングを後押しするポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」が開設されたことは、そうした試みの第一歩と受け止めた。運営にあたる東京都中小企業振興公社では、年末までに1万社の登録をめざし積極的に利用を呼びかけている。加えて、大会遺産を地方の中小企業が受

注機会の拡大などに生かせるよう、東京大会に製品やサービスを提供した企業に官民連携組織などがお墨付きを与える日本版「供給者認証スキーム」の創設を提案したい。

英国は12年ロンドン大会の経済効果を中小企業や地方へ波及させることに成功している。その基盤になったのが、公共調達で売り手と買い手を繋げる「コンピート・フォー（Compete For）」だ。官民連携組織が運営する無料のウェブサイトサービスで、事業者の登録情報を検索できる。これまで18万5000社を超える企業が登録し、1万6000件を超える事業に利用されている。注目すべきは受注した企業の75%が中小企業で、しかも3分の2はロンドン以外の事業に利用されていることだ。

そこには「供給者認証スキーム」という、もう一つの仕掛けがある。英国オリピック委員会が大会関連受注企業に対して申請に基

づきライセンスを付与することで、単独では発信力が弱い地方の中小企業でもロンドン大会の実績を海外にアピールできる。ライセンスを強みに14年ブラジル・ワールドカップやリオ大会では、総額1億2000万ポンド（約191億円）の契約を受注できた。「コンピート・フォー」で参加企業の裾野を広げ、「供給者認証スキーム」で大会遺産の効果を持続させている。

日本でも地方の中小企業が大企業と連携し、東京大会の招致や運営のノウハウをパッケージ化したうえで供給者認証によるライセンスを強みに、国内外で行われる様々なスポーツイベントを組成できれば、日本製品の需要拡大や輸出促進に期待が持てよう。さらにはイベントの組成を通じて、文化的、歴史的な魅力を海外へ継続的に発信できれば、外国人客を呼び込み、観光大国実現の後押しになるかもしれない。

ただし系列取引が中小企

業の参入を妨げることがないよう、大手の発注企業には非系列企業から一定割合を調達するルールを課したり、大会後に製品やサービスの品質を担保したりする仕組みづくりが課題になる。英国のモノマネではない、モノづくり立国の心意気や創意が溢れるものにした

20年東京大会は、新国立競技場設計画やエンブレムの白紙撤回など、出だしから不手際が続く。巨大なハコモノづくりに傾斜し、内実が不透明なまま会場整備費が膨れあがっていることに不信感が募っている。ハコモノは整備費のみならず、将来世代に維持費というツケを残す。今からでも遅くはない。クリーンでスマートという初志に立ち返るためにも、ハコモノはできる限り簡素にし、大会遺産を中小企業振興やソフトパワーの海外発信に活かせる道筋づくりに知恵を絞りたい。

女性部会

秋の
視察研修会
～山形県へ～

女性部会は、十月二十六日から山形県へ視察研修会に出発いたしました。

当日は、彩りも美しい秋の山並みを楽しみむドライブ、そして最上川の舟下りツアー、船旅以外では見られないという手入れの行き届いた両岸の趣、途中の川岸茶店でのお買い物、船頭さんのユーモアたっぷりのガイド、船下りひとつにしても営業努力が随所に見受けられました。

お泊りは、秘湯の湯として名高い大正口マンたつぷりの银山温泉。大正時代の町並み、町の中央を流れる银山川の水面に映るガス灯を思わせる街路灯の灯、お宿の玄関脇を飾る鳳凰と桐との鏝絵。お宿に入る前から高まる期待感、入って感じる素晴らしい内部、くつろぎの充実感。朝、起きてまた新たな目で見えた温泉街は、まるで银山温泉街がそっくり大正時代からタイムスリップしているように

した。旅館経営者の努力や心づかいも素晴らしく、感動と感謝の心で宿を出発いたしました。

この日は《♪でんでん、でんでん六豆♪》で有名なでん六蔵王の森工場の見学でした。環境に配慮した素晴らしい工場、地域の人たちへの貢献等も考えられた立派な近代的施設でした。

次は、上杉神社と上杉家霊廟を訪れガイドの方から深いお話をいくつもお聞きいたしました。日本には高い志を持った先人達が沢山いたことが改めて思い出されました。

素晴らしい方々との沢山の交流、美しいものを沢山味わい、充実した研修会となりました。



▲银山温泉 能登屋旅館にて

青年部会

社会的責任としての
租税教育活動と租税教室

【租税教室とは】
〔国税庁資料より抜粋〕

「租税教室」は、次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が、国民各層に広がっていくことを願って開催しています。(中略)

税金とは「社会共通の費用をまかなう会費」であるということを学んでもらい、なぜ税金が必要か、また、税金が社会のためにどのように使われているかなど、ビデオ等を使って説明します。

【管内での取り組み】

高崎税務署長、管内の市町村長、各教育長、校長、会長、行政県税事務所長、法人会を含む租税協力団体等で組織する高崎税務署管内・租税教室推進協議会(会長 高崎市長 富岡賢治氏)が中心に高崎市、洪川市、安中市、吉岡町、榛東村の小中学校、中学校、高等学校等を対象に租税教育活動・租

税教室の開催を行っています。

【高崎法人会での取り組み】
法人会青年部会としては、民間企業の社会的責任・社会貢献活動のひとつとして、部会員の理解と協力のもと、税知識の普及や啓蒙を目的に、租税教育活動推進協議会のご協力を得ながら租税教育活動の「租税教室」の開催を行っています。

また、税が大切なものと伝えると同時に、税が正しく使われているのかを国民一人一人が自分のこととして考え行動してほしいとの願いで租税教室を行っています。

【最後に】

青年部会に限らず、すべての法人会の会員企業の皆様のご理解とご協力で、民間企業の集合体として会員の社会的責任を果たすための各種の社会貢献活動が行えますことを、改めてご理解いただければ幸いです。

法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2015-0036-1512019 7月8日



はじめてダック

アフラックは
がん保険
契約件数
No.1
平成25年度(インシュアランス生保集計)

—法人会—

新 生きるための
がん保険
Days

—法人会—

新 生きるための
がん保険
Days

安中

新潟県三条市

(株)諏訪田製作所視察研修

平成28年9月15日、安中地区会は日帰りで新潟県三条市にある諏訪田製作所へ工場見学に行ってきました。

SUWADAのつめ切りは熟練の職人による手づくりです。普段使っているつめ切りのように親指を押し下げて切る構造ではなく、手で握るニッパー型なので軽い力で切れるのです。

多くの職人の手により50もの工程を経て生まれるつめ切り。生産ラインに沿って見学通路があり、ガラス越しに工程を間近に見れます。

ダイヤモンドのやすりを使って合刃を微調整する84歳のベテラン職人のまわりには凛とした空気が漂う。自然に足が止まり、彼の手先を見入ってしまいました。



こだわりのつめ切りはさすがに高価ですが、迷わず買ってきました。早速自分の爪を切ってみると、パチンではなくシュツという感じで切り落とせます。今までにない感覚。修理にも対応してくれるとのこと。永く使えるつめ切りです。

法人会女性部会

いちごプロジェクト

❄️冬物語❄️



節電にご協力ください。

—無理なく無駄なく快適に—

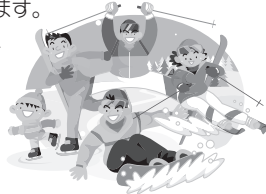
みんなで出来る冬の節電対策

ウォームシェアで心も体も暖かく！

「ウォームシェア」とはみんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい鍋料理を家族や友人と囲んだり、コタツでみかんを食べながら、ご近所さんとおしゃべりに花を咲かせたり……コミュニケーションが深まります。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や銭湯に出かけてリフレッシュしたり、スポーツで体を動かせば健康づくりにも役立ちます。



お役に立ちます！冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも就寝時に布団やベットに入れておけば朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すればさらに省エネ&エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

松井田

会員企業紹介

有限会社 俵屋



代表取締役
小黒雅史

一、所在地

安中市松井田町

松井田二八二

TEL〇二七―三九三―三三四一

二、事業概要・会社PR

当店は明治七年創業の和菓子屋で平成五年に法人化、現在は4代目、もうじき5代目の時代に入ります。

四季毎の季節定番商品と季節や月々の伝統行事に合わせた菓子を製造販売しています。駐車スペース



▲店舗内観

三、経営理念

スの必要性から商店街から少し離れた場所に移転しましたが、お客様に恵まれ、お陰様で創業140年を超えました。

お客様が日本の行事や季節を感じ、楽しんで戴けるお店づくり、銘菓と呼ばれるこだわりの菓子づくりで老舗にふさわしい末永く愛される店でありたいと思います。

伊香保

会員企業紹介

有限会社 伊草商店



代表取締役
伊草元久

一、所在地

渋川市伊香保町

伊香保五四四―七四

TEL〇二七九―七二―二二七八

二、事業概要・会社PR

当店は「町の酒屋」として、酒類をはじめ食品・煙草・燃料の販売、貸店舗を営んでいます。

「愉しく健やかに美味しく吞んでいただくこそ酒屋としての幸せである。」を肝に銘じ、街の皆様を支えられながら創



▲ 店舗内観



▲ 店舗外観

業より80余年、酒屋として59年目を迎えました。これからも「群馬県酒の良さを発信し、尽力していきたいと思えます。

三、経営理念

* 商品をただ売るだけでなく、付加価値を提供できる

* 「町の酒屋」であること。

* お客様の求めるサービスは物ではなく不自由、不便の解消である。

* 見習つても真似するな。

* お客様との心の温度を大切にせよ。

* 店は観光の担い手である。地域のこと等折に触れ学ぶこと。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

子持

会員企業紹介

株式会社サンエス渋川



代表取締役社長
埴田紀房

一、所在地

渋川市白井九二一

TEL 〇二七九―三二一―二七〇九

二、事業概要・会社PR

弊社は、ケーブルテレビをはじめとした放送・通信関連機器や小型電子部品、電子材料の製造を行っているっています。これから本格的に4K・8K放送が始まりますが、対応する機器の受注が拡大する事が予想されるため最新検査設備を導入して生産体制を整えております。

渋川市は日本のケーブルテレビ発祥の地であり、ケーブルテレビ関連製品にはMede In Shibukawaの特
別な誇りを胸にもものづくりに取り組んでいます。

三、経営理念

「確かな品質の商品をお客様に供給し続け、お客様と共に永続的に発展し続ける」お客様の要望を高い次元で実現し、信頼をいただける企業であるために現状に満足することなく挑戦し続けています。



社屋外観

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

赤城	松井田	高崎	高崎
① (有) 齊藤建設興業 ② 齊藤恵美子 ③ 渋川市赤城町栄 ④ 建設業	① (株) テラ ② 新井 好松 ③ 安中市松井田町行田 ④ 福祉事業	① 田中由佳 ② 田中 由佳 ③ 高崎市下小鳥町 ④ 美容	① INOURAダイヤ工業(株) ② 松本 一彦 ③ 高崎市八幡原町 ④ 建設業
吉井	榛東	高崎	高崎
① ティーエヌケイ(株) ② 田中 享 ③ 高崎市吉井町馬庭 ④ 飲食業	① 玄建 ② 齊藤 玄舟 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ コーキング工事	① (株) HUGMUG ② 清水 覺 ③ 高崎市乗附町 ④ 児童福祉業	① (有) お元気ですか ② 吉野 聖子 ③ 高崎市間屋町西 ④ 小売業
女性-高崎	子持	安中	高崎
① (有) 布施商店 ② 布施 勝江 ③ 高崎市浜川町 ④ 鉄スクラップ回収	① うぶかた ② 生方 清孝 ③ 渋川市吹屋 ④ 飲食業	① (株) ハイパークリエーションアルファ ② 依田 沙希 ③ 安中市原市 ④ web集客コンサルタント業	① (医) 雅世会(沼野クリニック) ② 沼野 藤雅 ③ 高崎市柳川町 ④ 内科・胃腸科・外科
青年-安中	新町	群馬	高崎
① (株) ハイパークリエーションアルファ ② 依田 沙希 ③ 安中市原市 ④ web集客コンサルタント業	① (株) スイシン. W. E ② 畑元 詩音 ③ 高崎市新町 ④ 水処理装置・環境装置販売及び技術指導	① (株) あい華 ② 気賀澤民仁 ③ 高崎市保渡田町 ④ サービス業	① (有) 小林表具内装店 ② 小林 清志 ③ 高崎市上大類町 ④ 表具・内装業
青年-松井田	新町	群馬	高崎
① (有) ミヤビ ② 中山 雅之 ③ 安中市松井田町人見 ④ 不動産業	① バイオン・サイエンティフィック(株) ② 鶴淵 裕治 ③ 高崎市新町 ④ 理化学研究機器の販売サポート、訓練・研究サポート	① (株) 平成ミート ② 森山 正巳 ③ 高崎市西国分町 ④ 食肉加工	① (有) 新高電気計装 ② 中澤 勉 ③ 高崎市若田町 ④ 電気工事業
問い合わせ先	北橋	榛名	高崎
(一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市間屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576	① (株) フジ建装 ② 藤井 理 ③ 渋川市北橋町八崎 ④ 塗装・防水工事業	① イーブリッジ(株) ② 絹川 淳二 ③ 高崎市十文字町 ④ 農業	① 田中社会保険労務士事務所 ② 田中 友有 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 社会保険労務士業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

税理士会

高崎支部 高崎駅早朝ティッシュ配布活動

関東信越税理士会

高崎支部 税理士 笹澤 倫史

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

朝7時開始の広報活動ですが、雨が降っていたため、駅構内での配布となりました。

平成28年11月11日（金）、

朝7時開始の広報活動ですが、雨が降っていたため、駅構内での配布となりました。

「税を考える週間」の広報活動の一環として、高崎駅において第5回目となるティッシュ配布活動が行われました。ティッシュのラベルには昨年度「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品がカラー印刷されています。

朝6時15分、高崎税理士会からは支部長をはじめとして15名の会員先生にお集まりいただきました。

お仕事が忙しい中、寒い早朝にもかかわらず先生方が

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

そのほかにも高崎税務署、高崎行政県税事務所、高崎法人会及び県庁職員等合わせて50名超の有志が集ま

お仕事が忙しい中、寒い早朝にもかかわらず先生方が

今年「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマといたしまして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらう

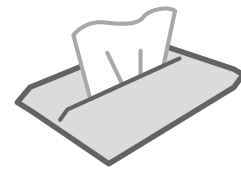
そのほかにも高崎税務署、高崎行政県税事務所、高崎法人会及び県庁職員等合わせて50名超の有志が集ま

お仕事が忙しい中、寒い早朝にもかかわらず先生方が



11月11日（金）「税を考える週間」街頭広報 於 高崎駅

とうございました。
また、企画・運営をしてくださった先生方お疲れさまでした。



税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸話**

資金調達について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 原澤 一壽

企業の大きな課題のひとつに「資金調達」が挙げられます。いかに資金を調達し、どう運用していくかが企業の命運を握るといっても過言ではありません。今回はこの資金の調達について考えてみたいと思います。

まず、資金の調達は大きく2つに分類されます。自己調達と他人からの調達です。

自己調達は文字通り資金を企業の内部留保から調達する方法であり、返済の必要がありません。ただし、毎期の利益の積み重ねである内部留保が潤沢にある企業は数多くありません。また、増資という自己調達手段もありますが、特に中小企業ではなかなかハードルが高いのが現状です。

他方、他人からの調達ということになると、社債や債権譲渡等が考えられますが、中小企業の場合、現実的には「金融機関からの借入れ」がほとんどではないかと思えます。

昨年、金融行政を司る金

融庁長官が交代し、地域金融行政の大改革に乗り出しているといわれています。

以前は、テレビドラマで話題になった「半沢直樹」でも金融庁検査の場面がありました。不良債権処理などの金融機関の健全性や持続性が重視されてい

ました。ところが、昨年公表された金融行政方針の重点政策のひとつに「企業の価値向上、経済の持続的成長と地域創生に貢献する金融業の実現」とあり、過去の業績に基づく形式的な評価

(定量性評価)よりも、企業のもつ成長可能性などの事業性評価(定性的評価)を重視する方向性が示されました。よく金融機関を揶揄する言葉で「晴れているときに傘を差しだし雨が降ると傘を取り上げる」と言われますが、金融機関も金融庁検査を乗りきるために不良債権をもちたくないがためという事情があります。しかし、それでは結局地域社会を見捨てることになりかねません。そこで、担保や保証に頼るのではな

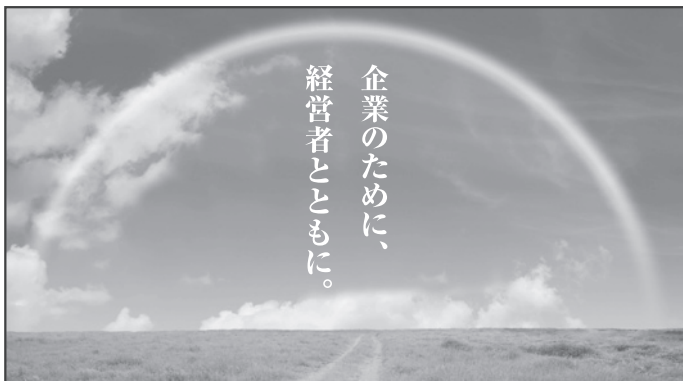
く、しつかりと地域の金融機関が地元企業と向き合

い、関係性を深めることにより事業性を評価しなさいということにシフトしているといわれています。

企業側からみると、たまたやくもに事業を行うのではなく、自社の将来のあるべき姿を中期事業計画として策定し、それを実現するための設備計画、資金計画をたて、そのために行うべきことを行動計画に落とし込むこと。そして、予実の管理をしながら行動計画をいわゆるPDCAサイクル(計画、実行、検証、改善)で回していくこと。これを

実行できるか、経営者の意欲や姿勢がこれからの事業性評価と呼ばれるのではないのでしょうか。

過去の常識が通用しない先行き不透明な時代だからこそ、過去分析型経営ではなく、未来から今を逆算してやるべきことを行う未来創造型経営を目指したいものです。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&Dグループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

1. 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2. いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

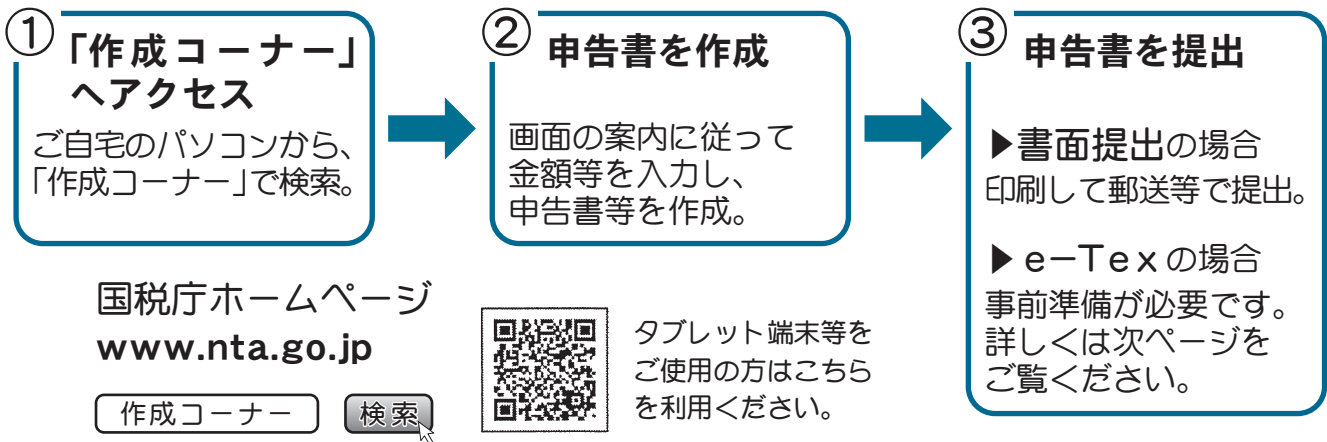
3. 自動計算機能！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4. 前年データの利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

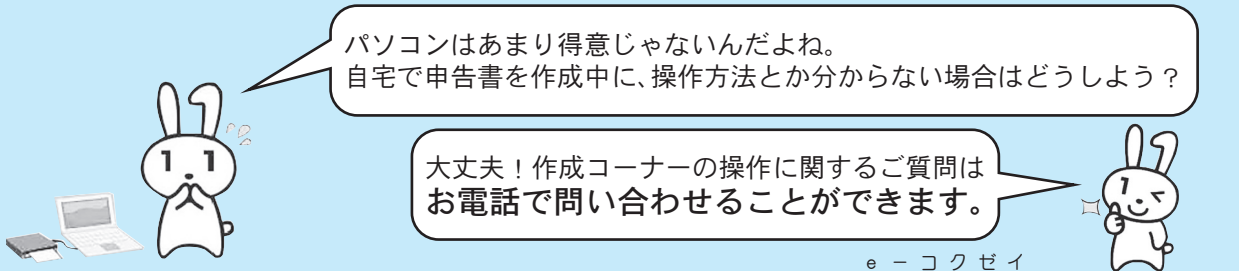


申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などは、お電話で問い合わせることができます。詳しくは次ページをご覧ください。



お問い合わせはお電話で！～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

▶作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

→月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記のナビダイヤルがご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください。

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

▶税務相談などに関するお問合せ



申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。

→高崎税務署 お問合せ先: 027-322-4711 (音声案内が流れますので「0番」をお選びください)

申告書の送付先: 〒370-8611 高崎市東町134番地12 高崎地方合同庁舎

確定申告会場

会場: ビエント高崎

(高崎問屋町2-7 JR上越線・両毛線「高崎問屋町駅(問屋口)」から徒歩5分)

期間: 平成29年2月16日(木)から3月15日(水)

土、日を除きます。ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)に限り開場します。

受付: 午前9時から午後4時まで

○2月16日(木)・19日(日)・26日(日)・3月13日(月)・14日(火)・15日(水)の6日間は特に混雑が予想されます。申告会場は大変混雑しますので、長時間お待ちいただく場合があります。

○確定申告会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としております。

○申告会場開設前後は、高崎税務署庁舎では、相談スペース・人員が限られており、長時間お待ちいただく場合があります。また、申告会場開設中は、高崎税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。



マイナンバーカードでe-Taxが利用できます！

【e-Taxの事前準備に関するご案内】

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができるシステムです。ご利用に際しては、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダライタの用意などが必要です。



マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

e-Taxをご利用になる場合のマイナンバーカードの取得やICカードリーダライタの設定などに関するご質問

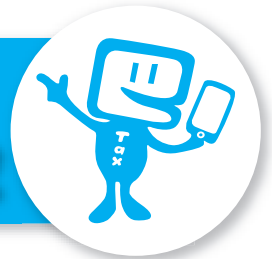
→月曜日～金曜日 9:30～20:00 →土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

上記のダイヤルがご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください。

間違い電話が多くなっていますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

はじめませんか スマホ・タブレットで納税証明請求



国税の納税証明書のオンライン請求（窓口受取分）をスマートフォンやタブレット端末からも利用できるようになりました。大変便利です。ぜひご利用ください！

便利です！
（時間を節約！）

電子署名や
ICカードリーダライタは
不要です
代理人請求でも大丈夫



e-Taxソフト（SP版）を利用し、あらかじめスマホ等から交付請求していただくと、窓口での発行がスムーズです！
★それは…
事前に入力いただいた「受取り予定日」に合わせて準備いたします。だからこれまでと比べて待ち時間が短縮されます！
★オンライン請求は以下の時間にできます。
《平日：8：30～24：00》
さらに
余裕を持って請求いただくことにより、申請の不備等がある場合には事前にお知らせいたします。

お得です！



★書面による請求より、手数料がお得です！
400円 → 370円（1税目1年度1枚）

ご利用になる前に…「利用者識別番号」・「暗証番号」を確認（取得）してください。
※「利用者識別番号」とは e-Tax を利用するときに必要な 16 桁の固有の番号をいいます。

詳しくは [e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

～社会保障・税番号（マイナンバー）制度について～

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

税務署へご提出いただく法人税申告書については、平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人番号の記載が必要ですが、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をクリックして、ご覧ください。

群馬県と群馬県内全市町村から重要なお知らせです。

群馬県内全市町村では 平成29年度から 個人住民税の給与からの 特別徴収の実施を徹底します

※個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

- 地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。
- 原則として、アルバイトやパート、役員等を含めて全ての従業員から特別徴収していただく必要があります。(特別徴収するかどうかを給与所得者の意思で選択することはできません。)
- ただし、一定の理由※に該当する場合、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

※普通徴収とすることができるのは、「普通徴収切替理由書」に記載されている理由に該当する場合のみです。(切替理由書は、給与支払報告書と一緒に各市町村からお送りしています。)

普通徴収とする場合は、給与支払報告書を提出する際に、切替理由書を必ず提出してください。(切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。)

また、該当する従業員の「個人別明細書」の「摘要」欄にも、必ず切替理由書の符号を記入してください。

- 退職や休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、忘れずに、その事由が発生した日の翌月10日までに、従業員がお住まいの市町村に異動届出書を提出してください。
- 給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業者は、申請により市町村長の承認を受けることで、毎月の納入から年2回の納入に変更する「納期の特例」を利用することができます。

お問い合わせ先

- 特別徴収に係る具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課にご確認ください。
- 特別徴収を徹底する取り組みに関するお問い合わせは、渋川行政県税事務所(0279-22-4050)又は高崎行政県税事務所(027-322-6297)までご連絡ください。



地方税の申告は ^{エルタックス}eLTAX で！

^{エルタックス}eLTAX は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは
自宅やオフィスから

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXのサービスは
無 料

平成 29 年 1 月から、国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化が始まります。

これにより、PCdesk で給与支払報告書と源泉徴収票の統一様式に 1 回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、送信されることとなります。

【繁忙期における eLTAX の休日運用について】

eLTAX の利用が多い時期の対応として、下記日程において、eLTAX サービスが利用できます。

休日運用日：平成 29 年 1 月 21 日（土）、1 月 22 日（日）、1 月 28 日（土）、
1 月 29 日（日）、2 月 25 日（土）、2 月 26 日（日）

※ 上記休日運用日については、ヘルプデスクの対応を実施する予定です。（9:00～17:00）
なお、各団体による電子申告・利用届出等に対する審査・受付等は翌日以降となります。

【eLTAX に関するお問い合わせはこちらへ】

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>
eLTAX ヘルプデスク 0570-081459 又は 03-5500-7010

【自動車税の納税には、口座振替納税をご利用ください】

- 申込はがき（群馬県税預金口座振替依頼書）に必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。
- 次の期限までに申し込みれば、29 年度の納税から利用できます。
申込期限：平成 29 年 2 月 28 日（火）

※ 詳しくは、群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310032.html>）をご覧ください。
か、渋川・高崎行政県税事務所又は自動車税事務所までお問い合わせください。

表紙説明

平成28年度 澤口俊之氏 公開講演会

平成28年11月15日、高崎市総合福祉センターにて、税を考える週間協賛事業として、澤口俊之氏による公開講演会を開催しました。

約300名の来場者を迎え、「脳を活かして健康ライフ」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

日本学術振興会特別研究員、米国立エール大学医学部研究員、京都大学霊長類研究所助手などを経て、1999年に北海道大学医学研究科教授に就任。2006年人間性脳科学研究所所長に就任し、現在は武蔵野学院大学教授、同大学院教授も併任。



専門は神経科学、認知神経科学、霊長類学。理学博士。近年は乳幼児から高齢者の幅広い年齢層の脳の育成を目指す新学問分野「脳育成学」を創設・発展させている。

著書に「幼児教育と脳」「わがまな脳」「脳教育2.0」「学力と社会力を伸ばす脳教育」「恋脳指数」など多数。最近の著書に「夢をかなえる脳」がある。フジテレビ「ホンマでっか!?TV」等、TV番組にも出演。

法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第163号

平成29年1月10日発行(年4回 4・7・10・1月10日発行)
(発行所) 一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail: office@takasaki-hojinkai.com
U R L: http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集) 広報委員会: 委員長 川崎 信行
(編集・印刷) 荒瀬印刷株式会社

e-Tax 利用に関する 法人会 「会員優遇サービス」 の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容

◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,080円⇒**無料**
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,400円⇒**無料**

◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,080円⇒**無料**
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,400円⇒**無料**
※別途、契約時に契約料として2,160円(消費税等込、契約時のみ)

◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,160円⇒**無料**

◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………1,080円⇒**無料**

◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,160円⇒**無料**

2. 申込み手順

- ①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(*)に署名押印する。
※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していたいただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

お問合せ先 ▶ 一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL:027-363-4526

ホームページリンク企業募集中!

会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせていただきます。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、次のメールアドレスにお申し付けください。

office@takasaki-hojinkai.com
件名: リンク希望

- | | | |
|------|------|----------------|
| 必要事項 | ①法人名 | ②法人名ふりがな |
| | ③所在地 | ④電話番号 |
| | ⑤URL | ⑥PR文章(200文字以内) |

群馬ダイヤモンドペガサス監督 平野 謙氏講演会 「私の野球人生」



講師 **群馬ダイヤモンドペガサス**
群馬ダイヤモンドペガサス
ひらの けん
監督 **平野 謙氏**

プロフィール

愛知県出身、1955年6月20日生まれ
球歴：犬山高ー名古屋商科大ー中日ドラゴンズー西武ライオンズー千葉ロッテマリーンズ
コーチ歴：千葉ロッテマリーンズー住友金属鹿島ー北海道日本ハムファイターズー起亜タイガースー中日ドラゴンズー群馬ダイヤモンドペガサス

日時

平成29年3月6日(月)

午後6時30分～午後8時

※受付午後5時30分～

会場

高崎市総合福祉センター
たまごホール(2F)

高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

締切

2月20日(月) 必着

※定員を超えた場合は抽選とさせていただきますのでご了承ください。

定員

300名

申込

下記の申し込み方法にて申し込みください。
(どなたでも無料でご聴講いただけます。)

無料

【お問合せ先】高崎法人会 事務局 電話：027-363-4526

申し込み方法

1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがきで
お申込み下さい。
(返信面が**入場整理券**となります)

① 〇〇〇〇〇〇 申込者住所	② ③ ④ ① 〇〇〇〇〇〇 電話番号
----------------------	------------------------------

③ 〇〇〇〇〇〇 法人会住所	④ 〇〇〇〇〇〇
----------------------	-------------

- ①返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ②返信 ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号
- ③往信オモテ：高崎法人会住所(P.26 奥付参照)
- ④往信 ウラ：白紙のまま

高崎法人会 TEL：027-363-4526
URL：http://www.takasaki-hojinkai.com/

法人だより

No.163



澤口俊之氏 講演会

「脳を活かして健康ライフ」

表紙説明はP.26



迎春

本年も

よろしく願いいたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会